

行田市告示第 3 3 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により行田都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

行田市長 行 田 邦 子



- 1 都市計画の種類及び名称
行田都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域

名称	変更の内容
太井第 2 2 号生産緑地地区	行為制限解除に伴い、一部廃止する。
長野第 1 号生産緑地地区	行為制限解除に伴い、一部廃止する。

- 3 縦覧場所
行田市都市整備部都市計画課